

2023年シンガポール理事会 本部コピーライト委員会報告

日本部会コピーライト委員会 委員長 林 崇 朗

1. はじめに

2023年の日本部会コピーライト委員会は、13名の委員で運営されており、1月から私、林崇朗が委員長を引き継いでいる。また、2023年には本部コピーライト委員の入れ替えを行い、前任の加藤光弘先生、相良由里子先生、畑添隆人先生に代わって、青木修二郎先生、朝倉美和先生、林崇朗の3名が本部コピーライト委員として活動することになった。

2. 概要

2023年シンガポール理事会における本部コピーライト委員会は、会期3日目の2023年11月5日（日）10：00～12：30に開催された。日本部会からは、青木修二郎先生、朝倉美和先生、林崇朗の3名で出席する予定であったが、前日に朝倉先生が体調不良（ギックリ腰）となったため急遽、加藤光弘先生が代わりに出席することになった。

今回の本部コピーライト委員会では、共同議長の中心であるオーストラリアのMr. Nik Ramchand氏が不参加であったため、議事進行は、共同議長の一人であるマレーシアのMr. Bahari Yeow Tien Hong氏が中心になって進められた。

今回のスペシャルトピックは、「AI-generated images - Would Dali have had to worry about Dall-E?」と題して「AI生成画像の著作権」がテーマとされ、AI生成画像に対して既存の著作権法がどの程度対処できるのか、また、新たな法整備の可能性についても議論がなされた。このトピックに関しては共同議長のMr. Nik Ramchand氏から事前に、質問Aから質問Gまでの7つの質問への回答を検討するように提案があった。当日は、質問Aから順に議論が行われたが、途中で議論が発散し過ぎ

てしまい、結局、質問Cの辺りで時間切れとなり、各国のカントリーレポートについては要点を説明するに止まった。

3. スペシャルトピック

日本部会は、テーマである「AI生成画像の著作権」に関する質問A～Gに対して、2023年6月に文化庁により公開された講演資料の見解に基づいて回答を行った。以下、質問A～Gに対する日本部会及び各国の回答について報告する。

- (1) 質問A「AIで生成された画像は著作権で保護されるべきだと思いますか？ なぜ、あるいはなぜそうではないのでしょうか？」

【日本の回答】「AIが自律的に生成した画像は、著作権で保護されない。一方、人が思想又は感情を創作的に表現するための道具としてAIを使用した場合、そのAI生成画像は、著作権で保護される。」

【各国の回答】オーストラリア、香港、マカオ、フィリピンなどの意見は、日本とほぼ同様であった。また、韓国は、画像生成AIは人間の創造的な道具とみなすことができ、人間の作品と何ら変わらずにAI生成画像を著作権で保護すべきとのことであった。一方、タイは、AI生成画像が著作権で保護される可能性は低いとの考えであり、シンガポール、台湾は、AI生成画像は著作権で保護されるべきではないと意見であった。

- (2) 質問B「概念的な観点から、著作権法はAIで生成された画像の真の作者および所有者として誰を認定すべきだと思いますか？」

【日本の回答】「AI生成画像は、通常の著作物

と同様に、既存著作物との類似性及び依拠性が認められる場合、既存著作物の二次著作物と判断される。そのため、質問Aの内容と合わせて考えると、著作者及び権利者を次の表のように認定すべきである。」

	AIが自律的に生成した画像		AIを道具として使用した生成画像	
	有	なし	有	なし
類似性及び依拠性の有無	有	なし	有	なし
著作者	なし	なし	AI利用者	AI利用者
権利者	既存著作物の著作者	なし	AI利用者、既存著作物の著作者	AI利用者

【各国の回答】香港、フィリピン、タイは、AI開発者とAI利用者の可能性があるとの意見であった。韓国はAI開発者を認定すべきとのことであり、マカオはAI開発者のほかAI運営者にもその可能性があるとのことであった。シンガポールは、可能性は低いもののAIユーザを認定すべきとの意見であった。一方、台湾は、AI生成画像に関しては作者及び権利者を認定すべきでないとの意見であった。

(3) 質問C「AIで生成された画像の独創性と著作権侵害、つまり実際には「コピー」または「模倣」作品であるという問題にどのように対処すればよいのでしょうか？」

【日本の回答】「既存著作物との類似性又は依拠性が認められないAI生成画像を利用する行為は、既存著作物の著作権侵害とならない。これに対して、既存著作物との類似性及び依拠性が認められるAI生成画像を利用する行為は、利用許諾を得ている場合、又は私的使用のための複製などの権利制限規定に該当する場合を除き、既存著作物の著作権侵害となる。」

【各国の回答】オーストラリア、香港、マカオ、韓国、フィリピン、シンガポールなどの意見は、大筋としては日本と同様であった。一方、台湾は、人間にも学習プロセスがあるのと同様に、AI学習プロセスを理由にAI生

成画像をコピー又は模倣とみなすべきではないとの意見であった。

(4) 質問D「多くの場合、画像は人間の汗と労力なしで作成されることを考慮すると、AIで生成された画像の認識は、著作権法の法的枠組みにどの程度影響を及ぼしたり、著作権法の敷居を下げたりするのでしょうか？」

【日本の回答】「人が思想又は感情を創作的に表現するための道具としてAIを使用した場合、そのAI生成画像は、著作権で保護される。人が思想または感情を創作的に表現する行為が、具体的にどのような行為であるのかについて、今後の判例で明確になるであろう。」

【各国の回答】シンガポールは、従来の考え方で対応可能とのことであった。香港は、AI生成画像が独創性の要件を損なう可能性を指摘している。また、フィリピンは、AI生成画像に対応するガイドラインが必要であるとの意見であり、韓国は、AI生成画像については著作権の保護期間、損害賠償額及び罰金を低いレベルにすべきとの意見であった。マカオの意見は、現行法ではAI生成画像の保護には人的要因が必要であり、その現状を変える最善の解決策は、AI開発者に著作権を付与し、AIユーザ及びAI自体に著作権を付与しないことであるとのことである。台湾からは、AI生成画像が著作権法制度を複雑にし利便性の障害となるとの意見があった。

(5) 質問E「AIモデルをトレーニングするための著作権画像の使用は、著作権法によってどの程度規制されていますか？」

【日本の回答】「2019年1月1日に施行された著作権法第30条の4によって、AIモデルを学習するための著作権画像の使用のように、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用行為は、原則として著作権者の許諾なく行うことが可能である。ただし、著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りではない。」

【各国の回答】香港には使用許可リストがあるとのことである。韓国では、2021年1月15日の著作権法改正でAI学習にフェアユース規定が導入されたが、AI生成画像の複製・送信は、作品に表現された思考や感情を享受しない場合に限られるとのことである。フィリピンでは、AI学習自体は規制されないが、AI生成画像がオリジナル著作物と競合する場合に問題となる。マカオでは、現状ではAI学習に規制はないが、ガイドライン及び規制が必要との意見である。シンガポールでは、2021年にAI学習に関して広範囲に及ぶ例外規定が導入されている。台湾では、AI学習には著作権者の許諾が必要とのことであった。

(6) 質問F「著作権侵害に関する法律は、AIが生成した画像による侵害に対処するのに十分ですか？」

【日本の回答】「既存著作物との類似性及び依拠性が認められるAI生成画像を利用する行為は、利用許諾を得ている場合、又は私的使用のための複製などの権利制限規定に該当する場合を除き、既存著作物の著作権侵害となる。この判断基準は、通常の著作物と同様であり、現行著作権法で十分に対処できる。」

【各国の回答】韓国、シンガポール、香港、フィリピン、オーストラリアなどは、既存の法律で十分に対処可能であるとのことであった。一方、台湾、マカオ、タイは、既存の法律では十分に対処できないとのことであった。

(7) 質問G「著作権法は、生成AIシステムによって生成された画像をどの程度まで保護しますか？ AIで生成された画像をより適切に保護するには、著作権法をどのように改正する必要がありますか？」

【日本の回答】「回答Bを参照。現時点において著作権法の改正は必要ないと考える。」

【各国の回答】香港は、例外規定の検討が必要とのことであった。フィリピンからは、グレーゾーンが生まれないように法律で対処する必

要との意見であった。韓国では、現行法はAI生成画像を保護していないが、2020年12月21日の改正案では、AI著作物の著作者をAIユーザ、AI開発者、又はAI提供者として定義し、公開日から5年間はAI生成作品を保護し、登録時にはAI生成作品としての表示を必要とすることが検討されている。マカオでは、現行法ではAI生成画像を保護しておらず、大きな法改正が必要とのことであった。シンガポールでは、人間の著作者がない場合は著作権で保護されないため、法改正の余地があるとのことであった。台湾からは、裁判所に委ねるのではなく、法律で明確にすべきとの回答であった。

4. カントリーレポート

以下、日本部会から提出したレポートの内容を報告する。

(1) 著作権法改正（2023年）

- ①著作物の利用に関する裁定制度の創設
- ②立法行政のための著作物の公衆送信を可能とする措置
- ③海賊版被害救済のための損害賠償額の算定方法の見直し

(2) 判例紹介

- ①東京地裁 令和4年11月25日判決 事件番号(イ)第22075号

本件は、美術館及び庭園の設計者が、美術館及び庭園の改築工事を計画している地方公共団体に対して、著作者人格権（同一性保持権）が侵害されるおそれがあると主張して本件工事の差し止めを求めた事案である。裁判所は、本件美術館については、美術鑑賞の対象となり得る美的特性を備えている部分を把握することができ、全体として美術の著作物と認めた。一方で、裁判所は、本件庭園については、美術鑑賞の対象となり得る美的特性を備えている部分を把握できないとして著作物性を否定した。次に、裁判所は、本件工事が個人的な嗜好に基づく改変や必要な範囲を超えた改変であるとは認められないとし、著作権法20条2

項2号の適用を認め、原告である設計者の差し止め請求を棄却した。

5. さいごに

私にとって今回の本部委員会への参加は2019年の台湾以来の4年振りであり、参加者の皆さんが素敵

に歳を重ねているのを見て感慨深い思いであった。AIに関連する著作権の問題が今後ますます浮き彫りになることが容易に想像できる中で、今回の議論は、国際的な協力と議論の必要性を感じさせられた。本報告書が、今後の議論の参考になることを期待する。

